

令和8年度山口県介護テクノロジー定着支援事業補助金Q&A

【交付申請等】

20260701時点

NO	Q	A
1	補助金申請をすれば必ず補助を受けられますか。	予算の範囲内での交付になります。申請額が予算額に達した時点で募集を締切ります。
2	これから開設する事業所が申請することは可能ですか。	申請書の提出日時時点で、対象事業所が開設されている必要があります。
3	同一法人で複数の事業所を運営している場合、その事業所毎に申請をすることは可能ですか。	申請は事業所ごとになりますが、申請書の提出は法人ごとにとりまとめのうえご提出ください。
4	令和6年度までに山口県介護テクノロジー導入支援事業補助金、山口県介護ロボット導入支援事業補助金、山口県介護事業所ICT導入推進事業補助金の交付を受けている場合、今年度申請することはできますか。	令和6年度以前の補助金については、過去の申請回数や補助額に関わらず申請可能です。
5	令和7年度に山口県介護テクノロジー定着支援事業補助金の交付を受けている場合、今年度申請することはできますか。	令和7年度に本補助金の交付を受けた事業所・施設は、今年度は補助対象外となります。ただし、本補助金の利用の有無は、事業所・施設単位で判断しますので、昨年度利用いただいた法人であっても、昨年度に補助を受けていない事業所・施設については申請可能です。 ※本補助金はより多くの事業所・施設に活用していただくことを目的としています。
6	募集開始時期はいつ頃ですか。	7月22日（水）から募集を開始します。
7	詳細な情報はどこで確認できますか。	県の「かいはるふやまぐち」ホームページ及び山口県介護生産性向上総合相談センターのホームページにて確認できます。
8	補助金の交付申請書が提出先に届いているか確認する方法はありますか。	申請書を添付したメールがセンターに到着した場合、3営業日以内に、送信されたメールアドレス宛てに受信確認の返信を行います。 ※この返信メールは、申請書が到着したことのみをお知らせするものであり、補助金の交付を約束するものではありません。 また、センターからの返信メールを受信できるよう、受信設定（迷惑メール対策等）を事前にご確認ください。 返信メールが届かない場合は、必ずセンターまでお問い合わせください。
9	申請書をメールで提出する場合、メールの重さに制限はありますか。	申請書は、添付ファイルを含めて10MB以内のメールで提出してください。 10MBを超える場合は、メールが正常に受信できないことがありますので、ファイルを分割する、容量を縮小するなどの対応をお願いします。

10	申請がいつ締め切られるかは、どのように確認できますか。	本事業は、予算額に達した時点で受付を締め切ります。 なお、受付した申請の累計額については、「かいごへるぶやまぐち」のホームページに随時掲載しますので、そちらを参考に申請状況をご確認ください。
11	交付決定後、導入予定の介護テクノロジー機器等を変更することはできますか。	原則変更はできません。ただし、当該機器が申請書提出後、販売中止や廃盤、在庫切れとなった場合はこの限りではありません。 その場合は、交付要綱第9条により変更の承認の手続きを行う必要があります。
12	補助金の交付はいつになりますか。	実績報告が提出（補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の2月末のいずれか早い期日まで）され、額の確定手続後に、交付します。
13	対象となるテクノロジー機器等はいつ購入またはリース契約すればよいですか。	交付決定日の翌日以降に契約をお願いします（交付決定前に契約したものは補助の対象外となりますのでご注意ください）。また、事業の完了については、当該年度の2月末までに契約、支払い、納品、運用開始の全てを完了させてください。
14	1つの機器を、同じ法人内の複数の事業所で使用する場合、機器購入代は按分して申請するのですか。	合理的な計算方法で按分して申請をしてください。申請書に具体的な按分方法を記載した資料（様式任意）を添付してください。
15	補助金を受けて取得した機器を処分する場合、手続きは必要になりますか。	補助金交付要綱第7条（13）に、「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。」との規定に基づき手続きが必要となる場合がありますので、必ず「事前に」山口県長寿社会課介護政策班にお問い合わせください。この規定に抵触した場合、補助金を返還していただく可能性があります。

【対象期間】

1	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までですか。	リースの場合（歳出科目で「使用料及び賃借料」に該当する場合）には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されますが、リース期間にかかわらず、当該年度の3月末までが対象です。ただし、書類等の提出については、当該年度の2月末までの提出をお願いします。
2	毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分」が対象となるのですか、それとも「3月末まで」が対象ですか。	当該年度の3月末までが対象です。ただし、書類等の提出については、当該年度の2月末までの提出をお願いします。
3	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いのですか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきですか。	使用権（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としては買い切り型介護ソフトの購入と同質であると考えられます。そのため、当該ソフトについて、5年分を一括して支払うことが一般的な購入方法である場合には、購入した年度の2月末までに支払った全額を補助対象経費として扱って差し支えありません。

【対象事業所】

1	総合事業（通所総合事業（通所型サービスB等）の事業所も補助の対象となりますか。	介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外です。なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を、当該総合事業において利用することは可能です。
2	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきですか。それとも併設されているので1事業所とすべきですか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は、2事業所と計算してください。効率的な運用を前提として機器を共用することは差し支えありませんが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないようご注意ください。
3	市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのですか。	市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等について対象とすることについては差し支えありません。介護予防支援事業所ではなく専ら地域包括支援センターとして実施している事業に使用される機器等については対象とできないため、ご注意ください。

【要件、補助対象経費等】

1	補助率はどのくらいですか。	補助率は5分の4です。 ※国の制度改正に合わせて変更しています。
2	補助額はどのくらいですか。	対象となる経費の5分の4と、機器の種別ごとの補助上限額を比較して低い方の額です。

3	どのような機器が補助対象になりますか。	<p>以下のいずれかに該当する機器が補助対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TAIS（福祉用具情報システム）において、介護テクノロジーとして選定された機器 ・上記以外で、県が認める機器（昨年と同様） <p>ただし、見守り機器、インカム、介護ソフトを含むことが要件です。なお、これらの機器について既に導入済みの場合は、本補助金により新たに導入する必要はありません。</p>
4	<p>各種研修を受講しないと補助を受けることができませんか。</p> <p>※昨年度受講した場合→Q11参照</p>	<p>令和8年度の補助申請にあたっては、令和8年度に実施する研修の受講をお願いしています。</p> <p>厚生労働省のオンライン研修も対象になりますので、実績報告までに受講するようにお願いします。</p>
5	バックオフィスソフトを導入する際に、記録から請求まで一気通貫の環境が実現している必要がありますか。	バックオフィスソフトは、交付要綱第5条（1）ウに該当する機器であるため、一気通貫の環境が実現されていなくても、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると認められる機器であれば補助対象とします。
6	介護ソフトの改修に要する費用は対象となりますか。	<p>以下に対応するための改修に要する費用については、対象経費とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランデータ連携標準仕様に対応するための改修 ・入退院時情報連携標準仕様に対応するための改修 ・訪問看護計画等標準仕様に対応するための改修 ・厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ・LIFE標準仕様に対応するための研修
7	介護ソフトは一気通貫であることが必須でしょうか。既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、一気通貫の機能強化のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等）は、対象としても良いですか。	差し支えありません。
8	親会社から子会社への販売等、関連法人の間で販売されるテクノロジー機器等は、本事業の補助対象となりますか。	<p>関連法人であっても、法人格が異なる法人の間で販売やリース等を含む契約が発生するものは、本事業の補助対象と考えて差し支えありません。なお、同一法人内でテクノロジー機器等を提供している、他の事業所に対して一般販売をしており、同価格で当該事業所に対して販売する場合は対象になり得ますが、当該事業所の職員がテクノロジー機器販売やサポート業務等を担っていたり、提供にあたって金銭の流れが発生していなかったりする場合は、対象とするのは適当ではありません。また、同一法人内で当該事業者が使用するために個別に開発されるテクノロジー機器の開発に要する経費は対象となりません。</p>
9	福祉用具貸与事業所が、貸与するための福祉用具を購入する場合も補助対象としてよいか。	「介護従業者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従業者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が認める機器等」には該当しないため、補助対象としては認められません。
10	交付要綱第7条（7）にある、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言をしなければ交付を受けられないのですか。	<p>「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言しなければ本事業の補助を受けることができません。具体的な内容につきましては、IPAのホームページ https://www.ipa.go.jp/ をご確認ください。</p>

11	要綱第7条(2)の研修は昨年度までに受講していれば、今年度受講しなくてもよいですか。	必ず令和8年度に研修を受講してください。 過年度に全く同じ内容の研修を受講している場合には、他の担当者が受講する等工夫してください。
12	施設系サービスの補助要件として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が必要になるが、委員会は設置のみで開催していなくても問題ないか。開催が必要な場合は開催頻度は決められているのですか。	委員会は、3か月に1回以上開催し利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討を行ってください。(参考：令和6年3月29日付 老高発0329第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
13	導入しようとしている機器が、補助対象となる「介護テクノロジー機器」に該当するかわかりません。どうすればよいですか。	(公財)テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム(TAIS)」で、「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として対象とします。TAISで公表されていない機器等であっても要綱第5条1項(1)ウに該当するものについては補助対象とします。判断に迷う場合は、どのように職場環境整備として有効であるかを整理した上で介護生産性向上総合相談センターに相談してください。
14	付属品やオプション品は補助対象に含まれますか。	生産性向上に資するためのテクノロジー機器の使用に必要不可欠と考えられるものであれば対象になります。
15	PCやタブレット端末等は補助対象となりますか。	テクノロジー機器の導入に伴って導入する場合であって、介護ソフト等と一体的に使用するための情報端末であれば補助対象とします。 (PCやタブレット端末等の単体での申請は不可とします。)
16	機器設置に係る工事費は補助対象となりますか。	テクノロジー機器を使用するために必要な設置費、工事費については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として対象にします。
17	機器設置に係るメーカーの説明費は補助対象となりますか。	説明費(説明者の出張代金含む)については、「機器等の導入に付帯して必要となる経費」として対象にします。
18	通信環境整備のみの申請は可能ですか。	主となる介護テクノロジー機器(介護ソフトやロボット等)に付帯する場合に限り、通信環境整備も対象となるため、通信環境整備のみの申請は対象になりません。
19	1事業所あたりの機器の申請台数に制限はありますか。	あります。 交付要綱第5条【留意事項】において、介護テクノロジー等の導入に伴う1事業所あたりの限度台数は、事業所等の業務内容及び規模に照らして適当と認められる台数であって、全ての機器に係る補助額(付帯して必要となる経費を含む)の合計が1,000万円以下とするとしております。
20	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援について、「連動することで効果が高まる」とはどのように判断するのか。	「介護業務支援」に該当するテクノロジー(介護ソフト等)と他のテクノロジーを合わせて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できるかどうかを判断します。発生する効果を様式1の業務改善計画に記載してください。

【ケアプランデータ連携システム】

1	補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用を開始していること」とあるが、データ連携実績がなくてもよいのか。	システムの利用を開始し、連携実績があることが補助要件となります。 利用が分かるよう、業務改善計画様式の「⑥ケアプランデータ連携システムの利用」の部分にチェックを入れてください。 (年度内に利用見込の場合も含む)
---	---	---

2	居宅療養管理指導もケアプランデータ連携システムの導入が補助要件となるのか。	交付要綱第7条(5)⑩居宅療養管理指導については、ケアマネージャーによる給付管理サービスの対象外であり、サービス利用票を送付することがないため、ケアプランデータ連携システムを日常的に利用するケースが想定されないことから、システムの利用を補助要件としません。ただし、居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限り、システムを使用することを補助要件とします。
---	---------------------------------------	---